中野市社会就労センターの概要

1　沿革

年	旧中野市	旧豊田村
昭和 23 年 5 月	旧中野町共同作業所として発足	
昭和 29 年 7 月	町村合併により市制施行	
昭和 30 年 3 月	中野市授産所となる(定員 30 名)	
昭和 41 年 10 月		福祉企業センターとして永江地区に設置(定員 30 名) 木造平屋建 284.3 ㎡
昭和 48 年 4 月		豊津地区に分場設置(定員 80 名) (プレハブ平屋建 409 ㎡)
昭和 56 年	国際障害者年（1981 年) 利用者の希望増加及び施設の老朽化に伴い、移転新築計画を立てる	
昭和 56 年 12 月		分場施設老朽化に伴い国庫補助により新築（鉄骨一部二階建、 ALC 板造 668.5 ㎡、 プレハブ高齢者作業棟 38.9 ㎡)
昭和 57 年 6 月		分場車庫及び荷受所増築 (鉄骨平屋建 50 ㎡) (定員変更　80→90 名)
昭和 59 年 4 月	新中野市授産所開設(定員 50 名) (鉄骨平屋建 630.3 ㎡)	
昭和 61 年 11 月		(定員変更　90→80 名)
平成 7 年 4 月		(定員変更　80→40 名)
平成 12 年 4 月	法律改正に伴い、中野市授産所から中野市社会就労センターに名称を改める	
平成 16 年 12 月		本場新築 鉄骨平屋建　560.57 ㎡ 内センター分 325.90 ㎡
平成 17 年 4 月	合併に伴い、名称を中野市中野社会就労センター・中野市豊田社会就労センター及び中野市豊田社会就労センター豊井分場とする	
平成 18 年 10 月	基準該当就労継続支援Ｂ型事業所として登録	
平成 27 年 9 月	中野社会就労センターに多目的トイレを増設	
平成 30 年 7 月	豊田社会就労センター豊井分場の荷受所兼車庫（49.50 ㎡）を取り壊す。(本体 668.53 ㎡、高齢者作業棟 38.90 ㎡　計 707.43 ㎡)	
令和３年３月	豊田社会就労センター豊井分場を閉所、その機能を永田本場へ集約	

令和６年８月	企画財政課より、中野社会就労センターに公有財産の引継ぎ （土地 111 ㎡） 中野社会就労センターの車庫（2 棟）を取り壊す。
令和７年３月	都市建設課より、中野社会就労センターに公有財産の引継ぎ 西条倉庫敷地（土地 441 ㎡、（内 軽量鉄骨造 77.76 ㎡）） 企画財政課より、豊田社会就労センターに公有財産の引継ぎ 豊田社会就労センター建物（鉄骨造 626.91 ㎡）
令和８年３月	中野社会就労センターの資材倉庫（23.52 ㎡）及び駐輪場（77.76 ㎡）、西条倉庫（軽量鉄骨造 77.76 ㎡）解体し、資材倉庫・駐輪場の新設（6.54 ㎡７棟、1.76 ㎡１棟）及び駐車場を整備。

2　施設の概要

⑴　運営方針

社会福祉法及び障害者総合支援法の基準該当サービスの就労施設として、一般就労の困難な要保護者及び身体上または知的や精神面での障がい等により、就労能力の限られている者に対して、就労の場を提供し、社会参加の機会及び自立を助長する。

⑵　施設の名称及び所在地

中野社会就労センター　　中野市大字西条 64 番地
豊田社会就労センター　　中野市大字永江 3751 番地 1

⑶　施設の規模

施　　設	施設面積㎡	構造	建築面積㎡
中野社会就労センター	2,220.0	鉄骨造	677.29
豊田社会就労センター	1,259.2	〃	626.91

3　職員の状況

所長１人（豊田と兼務)、所長補佐１人（中野と兼務)、事務職員１人、指導員 12 人（中野８人、豊田４人(うちｻｰﾋﾞｽ管理責任者中野１人、豊田１人)

4　作業内容

⑴　施設の作業状況

施　　設	作　　業　　内　　容
中野社会就労センター	プラスチックの加工・組立・検査、計量、 きのこキャップの清掃・組立、ぶどう傘清掃 ダストカバーおりたたみ､フルーツキャップ折込み
豊田社会就労センター	プラスチックの加工・組立、 きのこキャップの清掃・組立、 箱折加工、フルーツキャップ折込み

⑵　取引先等

・中野プラスチック工業㈱
・共和紙器印刷㈱
・㈱ミクロ化学
・㈲新野プラスチック製造
・ブドウ栽培農家
・㈱永井工業所
・ＮＰＯ法人　ぱーむぼいす
・ＪＡ中野市種菌センター
・㈲竹内製作所
・キノコ栽培農家
・㈱タカギセイコー
・DM ノバフォーム㈱
・アルビスファーム信州なかの
・中野冷凍産業㈱

5　施設利用状況　　**令和８年４月１日現在**

⑴　施設利用者数（定員　中野 50 人　　豊田 40 人）　　（単位：人）

施　　設	障害者総合支援法利用者	生活保護法措置者	その他	計
中野社会就労センター	30	0	2	32
豊田社会就労センター	6	0	2	8
合　　計	36	0	4	40

⑵　利用者の内訳　　（単位：人）

区　　分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他	計
中野社会就労センター	8	16	6	2	32
豊田社会就労センター	0	2	4	2	8
合　　計	8	18	10	4	40

⑶　利用者の年齢　　（単位：人）

区　　分	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60～64	65～69	70 以上	計
中野社会就労センター	1	1	2	9	7	5	4	3	32
豊田社会就労センター	0	0	1	2	3	2	0	0	8
合　　計	1	1	3	11	10	7	4	3	40

※中野　男性 22 人　女性 11 人　平均年齢 56.8 歳
　豊田　男性　4 人　女性　4 人　平均年齢 51.3 歳

⑷　工賃支給状況　**（令和８年４月分）**　　（単位：人）

区　分	10,000 円以内	10,001～30,000	30,001～50,000	50,001～70,000	70,001～100,000	100,000 以上	計	平均工賃月額（円）
中野社会就労センター	5	16	10	1	0	0	32	24,298
豊田社会就労センター	3	0	2	2	1	0	8	36,044
合　　計	8	16	12	3	1	0	40	

※令和 7 年度　年間月額工賃平均　中野 24,199 円/人
　　豊田 22,166 円/人

6　受託事業

⑴　事業収入(受託手数料を除く)　　(単位：円)

年　度	中野社会就労センター	豊田社会就労センター	合　　計
H21年度	15,296,197	12,015,937	27,312,134
H22年度	17,675,054	12,353,844	30,028,898
H23年度	15,713,076	12,622,387	28,335,463
H24年度	13,470,272	10,333,479	23,803,751
H25年度	15,216,709	9,315,611	24,532,320
H26年度	13,512,629	8,263,375	21,776,004
H27年度	12,391,840	7,054,730	19,446,570
H28年度	13,706,313	5,221,272	18,927,585
H29年度	12,445,047	4,956,644	17,401,691
H30年度	12,575,659	5,584,397	18,160,056
R元年度	12,021,041	5,255,548	17,276,589
R２年度	11,434,072	4,860,888	16,294,960
R３年度	11,275,557	3,687,976	14,963,533
R４年度	10,805,031	4,927,137	15,732,168
R５年度	10,328,988	4,621,866	14,950,854
R６年度	8,090,805	2,130,040	10,220,845
R７年度	8,853,913	1,949,579	10,803,492

⑵　作業別収入

【中野】

・きのこキャップ組立、清掃　　5,243,408円（59.2%）
・プラスチック加工、組立等　　2,964,778円（33.5%）
・ぶどう傘清掃等　　645,727円（ 7.3%）

【豊田】

・プラスチック加工、組立等　　1,351,748円（69.3%）
・きのこキャップ組立、清掃　　302,996円（15.6%）
・箱折加工等　　294,835円（15.1%）

7　各支援

⑴ 利用者の技能に応じた作業を提供し、作業能力の向上を図り、就労継続の支援を行う。
⑵ 作業を提供するための、受託業務の開拓を行う。
⑶ 利用者に対して個別面談や市福祉課等支援専門員と支援会議を開催する。

8　安全対策

⑴　防災訓練

消防訓練実施計画に基づき、火災発生を想定して避難訓練を実施する。

・訓練内容　　通報訓練、避難訓練、初期消火訓練、ＡＥＤ講習

・訓練参加者　　センター利用者、職員

洪水、土砂災害時の避難確保計画に基づき、洪水及び土砂災害を想定して避難訓練を実施する。

・訓練内容　　避難訓練、講義（避難場所、役割分担等を確認）

・訓練参加者　　センター利用者、職員

⑵　消防用設備点検

消防法の規定に基づき、自動火災報知機、消火器具、誘導標識等の消防用設備の点検を行う。

9　苦情解決

利用者の苦情に対して適切に対応するため、苦情解決責任者及び第三者委員会を設置し、利用者個人の権利擁護とサービス提供者としての信頼及び適正の確保に努め､苦情の解決を行う。

10　BCP（業務継続計画）

⑴　衛生管理等

・施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的（おおむね３ヶ月に１回）に開催する予定。

・職員に対する、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための定期的な研修（年２回以上及び新規採用時は別途）並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を（年２回以上）を実施する予定。

⑵　業務継続計画

・職員への教育を組織的に浸透させていくため、研修を年２回以上（新規採用時には別途研修）実施するとともに、感染症や災害が発生した場合において迅速に対応できるよう、訓練を年２回以上実施する予定。